

さし網漁業

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則（昭和26年11月1日県規則第85号）第4条第1項第6号に規定するさし網漁業のうち源式網漁業、三枚網漁業、きす流網漁業、きすこぎさし網漁業につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

（1）漁業種類及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
さわら流網漁業	1 隻
源式網漁業	2 0 隻
三枚網漁業	3 6 隻
きす流網漁業	8 隻

（2）船舶総トン数

制限措置は定めず許可証に記載された総トン数

（3）推進機関の馬力数

制限措置は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数

（4）操業区域

ア さわら流網漁業、源式網漁業、三枚網漁業及びきす流網漁業

伊勢湾、三河湾及び渥美外海とする。ただし、渥美外海にあっては、東経137度29分19秒の線と、次の点を順次結んだ直線と北緯34度15分46秒以南の東経137度3分13秒の線から成る線との両線間における海域とする。

（ア）北緯34度34分50秒東経137度1分5秒の点

（イ）北緯34度33分58秒東経137度の点

（ウ）北緯34度33分52秒東経137度9秒の点

（エ）北緯34度30分53秒東経137度2分16秒の点

（オ）北緯34度30分42秒東経137度2分の点

（カ）北緯34度28分52秒東経137度3分13秒の点

（キ）北緯34度19分東経137度3分13秒の点

（ク）北緯34度19分東経137度2分の点

（ケ）北緯34度16分19秒東経137度2分の点

（コ）北緯34度15分46秒東経137度3分13秒の点

イ 新たに許可又は起業の認可を受ける源式網漁業、三枚網漁業及びきす流網漁業

次の表の左欄の漁業を営む者の住所について、それぞれ同表の右欄の操業区域。

漁業を営む者の住所	操業区域
伊勢湾及びこれに流入する河川等の水域に面する地域に住所を有する者	伊勢湾

三河湾及びこれに流入する河川等の水域に面する地域に住所を有する者	三河湾
渥美外海及びこれに流入する河川等の水域に面する地域に住所を有する者	アに記載した渥美外海

(5) 漁業時期

さわら流網漁業にあつては7月1日から12月31日まで、その他の漁業種類にあつては1月1日から12月31日まで。

(6) 漁業を営む者の資格

県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年7月10日（木）午前8時45分から令和7年8月10日（日）午後5時30分まで

3 備考

(1) この許可の有効期間は、許可の日から令和9年10月31日（日）までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 次の区域で操業してはならない。

(ア) のり等養殖施設の周囲50メートル以内の海域。

(イ) 小型定置網漁業の網の周囲100メートル以内の海域。

イ 使用する漁具は、次の表の左欄の漁業種類について、それぞれ同表の右欄の漁具の範囲でなければならない。

漁業種類	漁具の範囲
さわら流網漁業	網の長さは750メートル以下。
源式網漁業	網の長さは400メートル以下。 網目は2.16センチメートル（15節）以上。
三枚網漁業	網の長さは400メートル以下。
きす流網漁業	網目は3.03センチメートル（11節）以上。ただし、伊勢湾のうち知多郡美浜町野間埼灯台と三重県津市贄崎灯台を結ぶ直線以北の海域並びに三河湾のうち田原市立馬埼灯台と知多郡南知多町大字日間賀島尾張大磯灯標を結ぶ直線以東及び同尾張大磯灯標と同町大字大井鳶ヶ埼灯標を結ぶ直線以北の海域で操業する場合にあつては、2.53センチメートル（13節）以上。

(3) 源式網漁業、三枚網漁業及びきす流網漁業の許可証に記載された操業区域は、次の場合に愛知県漁業調整規則第16条第1項の規定に基づく変更の許可を認めるものとする。

ア 許可証に記載された操業区域を1（4）ウの表に合わせる場合。

イ 当該漁業の操業日数（愛知県漁業調整規則第 2 1 条の規定に基づく報告等により確認）が年間 3 0 日を超える場合。

（4）愛知県漁業調整規則第 1 1 条第 6 項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和 7 年 7 月 9 日 愛知県知事 大村秀章